16　この法律の失効

この法律は、平成二四年三月三一日限り、その効力を失うものとすることとした。（附則第二条関係）

◇**口蹄疫対策特別措置法施行令**（政令第一四六号）

（農林水産省）

1　補てん又は補償の対象となる損失等

㈠　口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第九項及び第一〇項の政令で定める損失は、同条第一項又は第二項の規定により殺された家畜の評価額とすることとした。（第一条第一項関係）

㈡　都道府県知事は、法第六条第九項の規定による補てん金を交付する場合には、同条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用の額に相当する金額を当該補てん金と併せて交付するものとすることとした。（第一条第三項関係）

2　交付の方法

補てん金又は補償金の迅速な交付方法について、法第六条第一項又は第二項の規定により家畜が殺されたことを都道府県知事が確認することにより当該都道府県知事が決定した額を交付する方法とすることとした。（第二条関係）

3　農業者年金の保険料の免除等の特例

㈠　独立行政法人農業者年金基金は、口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者から申出があった場合において、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるときは、これを納付することを要しないものとすることができることとした。（第三条第一項関係）

㈡　㈠により納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができることとした。（第三条第二項関係）

4　附則

㈠　この政令は、公布の日から施行することとした。

㈡　法の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、所有する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を自ら殺した者に対して補てんする損失は、法附則第四条第一項の要請に従って殺された家畜の評価額とすることとした。（附則第二条関係）

㈢　その他所要の経過措置を規定することとした。（附則第三条～第五条関係）

法　律

口蹄疫対策特別措置法をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年六月四日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第四十四号

口蹄疫対策特別措置法

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　口蹄疫のまん延を防止するための措置（第四条―第十七条）
第三章　口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等（第十八条―第二十一条）
第四章　生産者等の経営及び生活の再建等のための措置（第二十二条・第二十三条）
第五章　雑則（第二十四条―第二十九条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるものとする。

（定義）

第二条　この法律において「患畜」とは、口蹄疫にかかっている家畜をいう。

2　この法律において「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び口蹄疫の病原体（空気中に飛散した病原体を含む。）に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条　国及び地方公共団体は、口蹄疫の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、速やかに、口蹄疫のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

第二章　口蹄疫のまん延を防止するための措置

（車両等の消毒の義務）

第四条　農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、当該者の使用する車両その他の農林水産省令で定める物品を消毒しなければならない。

2　都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため特に必要があるときは、前項に規定する設備を設置している場所を通行しようとする者の使用する同項に規定する物品について、当該者による消毒に代えて、当該都道府県の職員にこれを消毒させることができる。

3　第一項の地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、自らその身体を消毒しなければならない。

4　都道府県知事は、第一項又は前項に規定する設備を設置している場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

5　第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づき、行うものとする。

6　農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定を行うことができる。

7　農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

8　前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。